

75歳以上の方へ 後期高齢者医療についてのお知らせ

保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度は、75歳以上（障害認定を受けている方は65歳以上）の方が対象です。
令和元年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

保険料のお支払い方法は、・特別徴収（年金からの納付）

・普通徴収（口座振替または納付書での納付）となります。

納付書での納付をされる方は、同封している納付書で納めてください。

被保険者証が水色に変わります

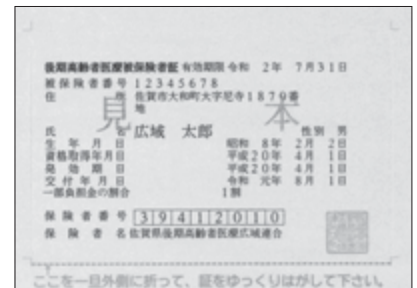
今お持ちの被保険者証（橙色）の有効期限は、7月31日までです。
新しい被保険者証（水色）は、7月中に簡易書留で郵送しますので、
8月以降ご使用ください。

なお、今お持ちの被保険者証（橙色）は、7月31日までご使用
いただき、その後は裁断等をして確実に廃棄していただくか、福祉
課保険年金係に返還してください。

【お願い】

新しい被保険者証（水色）が届きましたら、**住所・氏名・性別・生年月日**の確認をお願いします。
もし、記載内容に誤りがある場合は、福祉課までご連絡ください。

(水色)



限度額適用・ 標準負担額減額認定証をお送りします

今お持ちの後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日までです。新しい認定証は、7月中に継続対象の方へ、被保険者証と一緒に郵送します。

なお、**認定証の更新手続は必要ありません。**

(区分Ⅰ・Ⅱ)

(現役並みⅠ・Ⅱ)



問 福祉課 保険年金係 (☎92-7934) 又は佐賀県後期高齢者医療広域連合 (☎0952-64-8476)

石井行政書士事務所 (全国相続協会相続支援センター・三養基郡基山相談室)

相続・遺言・遺産分割協議書の作成
成年後見（任意後見）・農地転用許可
申請取次に関する資料作成・帰化申請等
会社設立・知的資産経営報告書作成支援

〈 ご相談・お問い合わせ先 〉

行政書士 石井 貞好

〒841-0201 ☎0942-48-5044

基山町大字小倉332番地32（高島団地北2丁目）

0から74歳までで国民健康保険に加入されている方へ 国民健康保険についてのお知らせ

被保険者証がうぐいす色に変わります

国民健康保険被保険者証（桃色）の有効期限は、7月31日までとなっています。
新しい被保険者証（うぐいす色）は7月中に簡易書留で発送しますので、8月以降ご使用ください。

限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証は更新の手続きが必要です

基山町国民健康保険に加入し、現在「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、認定証の有効期限が7月31日までとなっています。8月以降も認定証が必要な方は、更新の手続きをしてください。



限度額適用認定証とは？

入院治療や高額な外来診療を受ける際に、限度額適用認定証を医療機関の窓口へ提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いになります。（限度額適用・標準負担額減額認定証は、国保世帯全員が住民税非課税の場合、入院時の食事代が減額され、窓口で支払う自己負担限度額も減額されます。）認定証は、申請した月の初日から適用されます。国民健康保険税に滞納があると認定証の交付を受けることができません。また、世帯員に転入や未申告等により所得不明の方がいる場合、申告等の手続きが必要です。

▽申請期間

7月22日（月）～8月30日（金）

▽持参するもの

- ・本人確認書類（免許証等）
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑
- ・個人番号カード又は通知カード（世帯主と対象被保険者の方）



▽申請先 福祉課 保険年金係

問 福祉課 保険年金係 (☎92-7934)

有料広告

あなたの身近なかかりつけ医に

さかい胃腸内視鏡内科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	●	●	●	●	●	▲	△
14:30~17:30	●	●	△	●	●	●	△

▲9~14時

胃カメラ

ピロリ菌検査
除菌治療

大腸カメラ

日帰りポリープ切除
(要予約)



眠った状態での
無痛内視鏡をご提供

- 全身エコー(要予約)
- 人間ドック ■健康診断

さかい 内視鏡

(0942) 92-1121

基山町小倉1059-2